

\*\*\*\*\*

静岡県東部農林事務所メールマガジン あずまニュース 第55号  
(2021年3月9日配信)

\*\*\*\*\*

-----  
「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」のお知らせ  
-----

このほど経済産業省では、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人、個人事業者の皆様を支援する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付することになりました。

この給付金は農業者の方も対象になります。

給付金の詳細や申請方法は下記HPを御参照下さい。

●一時支援金 (METI/経済産業省)

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html)

●一時金

<https://ichijishienkin.go.jp/>

あずまニュース第55号はいかがだったでしょうか。  
これからも、皆さんが楽しめ、参考になる記事を配信していきたいと思えます。

意見、ご要望がありましたら、こちらまで。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

(E-mail) [tounou-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:tounou-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp)

静岡県東部農林事務所 企画経営課 企画事業班

TEL : 055-920-2157・2158 FAX : 055-924-8594

〒410-0055 静岡県沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎7階

=====

※今後配信の必要のない方は、お手数ですが当所メールアドレスに配信停止のご連絡をお願いします。

その際『認定マガジン』の配信停止である旨、ご記載願います。

※メールアドレスの変更等の場合は、認定マガジン配信先の変更希望と記載の上、新メールアドレス、旧メールアドレス、お名前をお知らせ下さい。

=====